

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第2号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営課)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 経営調整係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>基本構想及び総合計画</u>の策定及び進捗管理に関すること。</p> <p>(6)及び(7) <省略></p> <p>(8) <u>瀬戸市基本構想審議会</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱並びに瀬戸市総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(10) <省略></p> <p>(市民課)</p> <p>第21条 市民課は、戸籍制度、住民基本台帳制度、在留管理制度等の適正な運用を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</p> <p>(1) <省略></p>	<p>(経営課)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 経営調整係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>総合計画</u>の策定及び進捗管理に関すること。</p> <p>(6)及び(7) <省略></p> <p>(8) <u>瀬戸市総合計画審議会</u>に関すること。</p> <p>(9) <省略></p> <p>(市民課)</p> <p>第21条 市民課は、戸籍制度、住民基本台帳制度、在留管理制度等の適正な運用を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</p> <p>(1) <u>管理係</u></p> <p>(2) <省略></p>

(2) <省略>

(3) <省略>

2 市民係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく法務省通知及び住居地届出に関すること。

(5) 特別永住者に関すること。

(6) 公的個人認証に係る電子証明書に関すること。

(7) 戸籍の附票に関すること。

(8) 住民基本台帳の閲覧、住民実態調査及び戸籍の異動に伴う通知に関すること。

(9) 身分情報の管理に関すること。

(10) 一般旅券申請の受付及び交付に関すること。

(11) 市民課の庶務に関すること。

3 <省略>

(こども家庭課)

第25条 <省略>

2 こども家庭係においては、おおむね次の事務

2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく法務省通知に関すること。

(2) 特別永住者に関すること。

(3) 公的個人認証に係る電子証明書に関すること。

(4) 戸籍の附票に関すること。

(5) 住民基本台帳の閲覧、住民実態調査及び戸籍の異動に伴う通知に関すること。

(6) 身分情報の管理に関すること。

(7) 市民課の庶務に関すること。

3 市民係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

4 <省略>

(こども家庭課)

第25条 <省略>

2 こども家庭係においては、おおむね次の事務

<p>を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p><u>(6) 私立幼稚園に関すること。</u></p> <p><u>(7) 瀬戸市子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u></p> <p>(8) <省略></p> <p>3 子育て支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>4 保育係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p><u>(3) 特定教育・保育施設等に係る支給認定及び利用調整に関すること。</u></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <u>地域型保育事業に関すること。</u></p>	<p>を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>3 子育て支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p><u>(4) 私立幼稚園の補助金に関すること。</u></p> <p>4 保育係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p><u>(7) 瀬戸市子ども・子育て会議に関すること。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。